

ちょうかく しょうがい かた うんてんめんきょしゅとく かかわ
聴覚に障害がある方の運転免許取得に係る
ほりつ かいせい がいよう
法律改正の概要について
へいせい ねん がつ びしこう
《平成20年6月1日施行》

どうろこうつうほう いちぶ かいせい ほりつ いぜん
道路交通法の一部を改正する法律により、以前は
うんてんめんきょ しゅとく かた ほちょうき もち
運転免許を取得することができなかつた方(補聴器を用い
ても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こ
えない方)も以下の条件等により運転免許が取得できるこ
とになりました。

そうちゃく
ワイドミラーを装着する。
(こうほうしや かくほ しやりょうなな こうほう しかく かいしりょう
(後方視野を確保し、車両斜め後方の死角を解消するため))

ワイドミラー



ふつうしや じょうようしや げんてい
普通車の乗用車に限定されます。
(らいとばん、トラック、軽四貨物、原付
等は運転できません。)

ちょうかくしょうがいしやひょうしき ひょうじ
聴覚障害者標識を表示する。
(しゅうい うんてんしや たい ちゅういかんき
(周囲の運転者に対する注意喚起のため))

ちょうかくしょうがいしやひょうしき
聴覚障害者標識



ちょうかくしょうがいしやひょうしき ひょうじ
聴覚障害者標識を表示しなかつた場合



まんえんい かの ぼつぎん
2万円以下の罰金
はんそくぎん えん
反則金4000円
きそてんずう てん
基礎点数1点

聴覚障害者標識を表示した自動車に対する保護規定 と周囲のドライバーが配慮すべきことについて

聴覚障害者標識を表示した車に対する幅寄せ、割り込みが禁止されます。

聴覚障害者標識を表示した車に対して幅寄せ・割り込みをした場合



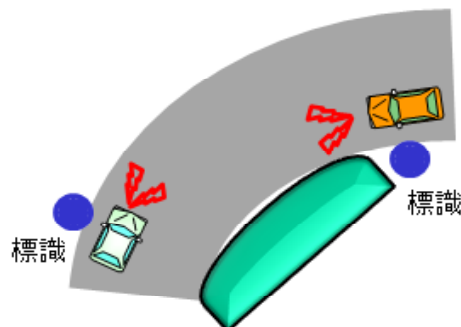
5万円以下の罰金
反則金6000円(普通車)
基礎点数1点

周囲のドライバーは、聴覚障害者が警音器の音では危険を認知できないことがあることを理解するとともに、必要に応じ、減速を行うなどする必要があります。

【特に留意すべき運転場面】

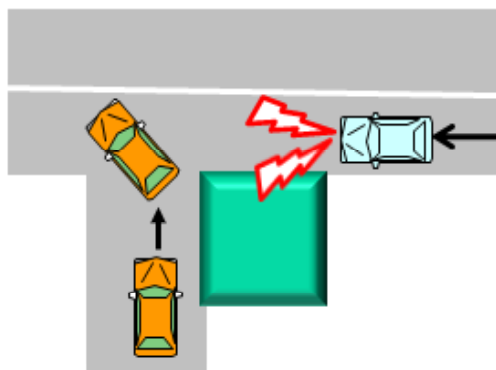
「警笛ならせ」の標識が設置されている、山間部の道路や見通しのきかない交差点、曲がり角等

「警笛鳴らせ」の標識がある場所を通るときや、「警笛区間」がある区間内で見通しのきかない交差点、曲がり角、上り坂の頂上を通るときに、警音器を鳴らしても、対向車を聴覚障害者が運転している場合には、警音器の音によってはあなたの車の存在を認知できないため、発見が遅れる可能性があります。



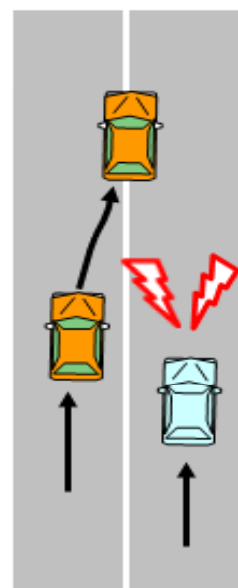
脇道から前進又は後退して大きな道路に入ろうとしている自動車

脇道から前進または後退して大きな道路に入ろうとしている自動車を聴覚障害者が運転している場合には、警音器を鳴らしても、警音器の音によってはあなたの車の存在を認知できないため、そのまま進行を続ける可能性があります。



自分の車線に車線変更しようとしている自動車

前方を走行中の自動車が進路変更しようとしているとき、その自動車を聴覚障害者が運転している場合には、警音器を鳴らしても、警音器の音によってはあなたの車の存在を認知できないため、そのまま進路変更を続ける可能性があります。



お問い合わせ、受験相談は

運転免許センター 試験係まで

018-862-7570

専用FAX 018-824-5333